市内介護保険施設等管理者 市内障害者支援施設等管理者 様

相模原市長 本村 賢太郎 (公印省略)

介護保険施設及び障害者支援施設等への新規入所(居)者に対する行政検査としての PCR検査等の実施について(通知)

日頃より本市の福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底と福祉サービスの継続にご尽力いただき、大変感謝申し上げます。

先般、厚生労働省より「高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制について」(令和2年8月7日健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)及び「障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制について」(令和2年8月14日健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)が発出され、高齢者又は障害者が入所する施設(以下、「施設等」という。)への新規入所(居)者に対するPCR検査若しくは抗原検査(以下、「PCR検査等」という。)について、医師が必要と認める場合は、症状の有無に関わらず行政検査を行うことができると示されました。

当該通知に基づき、本市においては、在宅から施設等への新規入所(居)者について、医師が必要と認める場合は症状の有無に関わらず、次のとおり、PCR検査等を行政検査として受けられるよう、取り扱うことといたします。

1 行政検査としてのPCR検査等の対象者 在宅から次の施設等への新規入所(居)者

(介護保険施設等) 介護老人福祉施設(地域密着型を含む) 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 住宅型有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む)

(障害者支援施設等) 障害者支援施設 障害児入所施設 療養介護 共同生活援助(日中サービス支援型に限る)

医師がPCR検査等の必要性を認める場合に限ります。 病院や他の施設等からの入所(居)は対象外です。

2 PCR検査等が受けられる時期・回数 入所(居)予定日の15日~前前々日の間に、1名につき1回

3 PCR検査等の実施

施設等の協力医療機関又は配置医師等

1に該当する対象者であって、PCR検査等を希望する方については、施設等の協力医療機関又は配置医師等(以下、協力医療機関等という。)による診察を受け、医師が検査を必要と判断した場合には、症状の有無に関わらず行政検査によるPCR検査等を実施していただくことが可能です。

ただし、<u>市と委託契約を締結した行政検査契約医療機関等でないと行政検査によるPCR検査等が実施できません</u>ので、協力医療機関等が、市と委託契約を締結していない場合は、協力医療機関等に添付の資料をご確認いただき、市と契約を締結していただきますようお取り計らいください。なお、契約手続等に関し、ご不明な点がございましたら、協力医療機関等から下記の問い合わせ先へ直接連絡していただきますようお願いします。

今後、施設等で感染疑い者が発生した場合等において迅速な対応が可能となりますので、 協力医療機関等に、行政検査の委託契約を締結していただきますようお願いします。

行政検査の委託契約に係るお問い合わせ

健康福祉局保健衛生部 疾病対策課

【電 話 番 号】042-754-1111 内線5656、5654

【受付時間】月~金曜日(祝日除く)8時30分~17時15分

なお、協力医療機関が市外である場合等、市と行政検査の委託契約が締結できない場合については、福祉基盤課(042-769-9226)へご相談ください。

4 留意点

- (1)次の場合は、運営基準に定める「提供拒否の禁止」に該当しますのでご注意ください。 PCR検査を受けていないことを理由に入所(居)を拒否すること 自費によるPCR検査等の受検を入所(居)の条件とすること 施設入所(居)前のPCR検査等で陽性となった高齢者等について、療養を経て快復したに も関わらず、その後の施設入所(居)を拒否すること
- (2)施設の負担によって自費による P C R 検査等の受検を妨げるものではありませんが、かかった費用に対する助成等はありません(本市のサービス継続支援事業や神奈川県の緊急包括支援事業の助成対象にはなりません)。

以上

健康福祉局

- ・地域包括ケア推進部福祉基盤課指導班 電話042-769-9226
- ・保健衛生部疾病対策課 新型コロナウイルス感染症緊急対策班 電話042-754-1111 (内線)5656,5654